

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他人への感染、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の処置をとることになっています。万一、お子さんが感染症と医師より診断された場合は、すみやかに学校へ連絡してください。

なお、完全に治癒して、**医師からの許可が出るまで**は、自宅で安静にしてください。登校の際は**医師による証明書の提出**をお願い致します。医師の許可がない場合は登校できませんので、よろしく願いいたします。

- ※ 裏面の表は主なものです。他の感染症の場合も出席停止となるので医師の指示に従って学校に必ず連絡してください。
- ※ 出席停止期間については目安なので、症状により医師が伝染のおそれがないとみとめた場合は、医師の指示に従ってください。
- ※ 学校に登校する際は、**右側書類を使用し、医師に登校の許可証明書**を記入していただきご提出ください。
- ※ 右の「証明書」は、ご家庭で保管していただき、必要なときにご利用ください。証明書用紙は毛野中ホームページからもダウンロード可能です。

《伝染病にかかった場合》

症状が出た場合 → 受診 → 担任へ連絡

↓出席停止通知書（証明書）を学校からもらう

療養(出席停止)

↓

主要症状がなくなったら

↓

受診

↓

医師の許可（証明書を記入してもらう）→ 担任へ連絡

↓登校届を学校に提出

登校

*学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

	伝 染 病 の 種 類	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、感染症ポリオ、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってはその血清亜型がH5N1であるものに限る） *上記の他、新型インフルエンザ等感染症指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ ※鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症したあと5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあたっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において伝染のおそれがないとみとめるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師において伝染のおそれがないとみとめるまで
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	適正な抗生剤治療後24時間を経て、解熱し、全身状態が良好になるまで
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身状態がよい者
	マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者
	手足口病	全身症状が安定した者
	ヘルパンギーナ	全身症状が安定した者
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身症状のよい者
	*この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）	病状により医師において伝染のおそれがないとみとめるまで